

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成29年10月26日)

## ○ 中川雅晶委員長

おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、障害者差別解消条例等調査特別委員会を開催したいと思います。

インターネット中継を開始させていただきますので、事務局よろしく願いいたします。

それでは、本日、お手元のほうにお配りをさせていただいているんですが、先般の視察の精算の明細等々、視察に行かれたメンバーの皆さんのところには置かせていただいていますので、それぞれ確認をしていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それから、本日は、お手元の事項書のとおり、まず、先般の浦安市、それから千葉県の視察の振り返りについて、二つ目に条例の骨子素案について、それから三つ目に今後の日程についてという形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず最初に、先般10月11日、それから12日に行政視察をしました浦安市、千葉県について、委員の皆さんに感想や意見等を求めたいと思うんですが、その前に当日欠席された議員の皆さんには視察の資料のほうはお配りをさせていただきましたので、一応浦安市と千葉県、両方とも千葉県なので伺わせていただきました。ここでの大まかなところのお話としては、差別について相談、それから個別の事案に対する解決の機能というところと、それから、県、市のそれぞれの役割分担というのが、県条例と市条例それぞれ県と市の役割分担というのも見えてきたところかなと。市はどちらかという広く相談を受けて、その相談をそれぞれ聞いて調整等をはかるという、それから、県のほうはより個別の解決に向けて動いていただくという形で、特に千葉県の県条例は、この障害者差別解消法ができるずっと前から10年にわたってもう既に条例をつくってその差別解消に当たってこられたという歴史、その重み等も感じてきたところでございます。

というところで、それから、もう一つ、先ほどの千葉県の個別事案の解決の仕組みというところで、本当に驚くべきところは、地域相談員さんとそれから広域の専門指導員さんというのを配置して、特に地域相談員さんは身近な地域の相談員として委嘱をして580名程度でしたかね、広域専門指導員さんは、それぞれの市のというか、圏域に16名程度配置をされて、非常勤の特別職公務員として配置をされているというところで、そういう人員

も配置をしてしっかりと個別の案件に対しても差別解消に向けて動かれているというところが特筆すべきところかなというところであります。

というようなことを、概略を踏まえた上で、皆さんから意見のほうを、意見というか感想も含めて伺いたいと思いますし、またいただいた意見をもとにして正副で報告書のほうを作成もしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、竹野委員かな。

#### ○ 竹野兼主委員

視察に行かせていただいた中で、やっぱり感じたことは、まず、県と市の連携が非常にうまく取れている。先ほど委員長のほうがお話いただいたように、県のほうがしっかりとした体制がもう10年以上前からつくられていた中で、浦安市はそれをいかにうまく利用しながら条例をつくって、実施条例的な部分のところ、細かいところまでその地域の障害者の方のための条例になっているというところを感じたところです。

ということは、私たちが今条例を、四日市市としても条例をつくっていこうという形で話していますけれども、県の条例というのがこれからできてくる中で、いかにそことうまくリンクできるのかというのが必要ではないかなというふうに感じたところですので、意見としてお話しさせてもらっておきます。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

じゃ、そっちから行きますか。

#### ○ 豊田祥司委員

視察に行かせていただきまして、やっぱり相談員のあり方というのが重要だなというところと、あとはハード面、建物面やバリアフリー化という部分では、ちょっと浦安市さんのほうでは明文化するのはなかなか難しいというところで、その辺、どういうふうに解釈していったらいいのかなというのも含めて、そんな感想を持ちました。

#### ○ 竹野兼主委員

課題やな。

### ○ 樋口龍馬委員

先ほどの竹野委員の考え方にも近いんですけども、私もちょっと県のほうの条例の状況も確認したんですが、やっぱりどう考えても市のほうが先行しそうなタイムスケジュールになっていますし、今検討している内容というのを聞いてみたんですけども、千葉県ほどのものになるのかというと、表現の仕方が難しいんですけど大分緩やかなものになるのかなと。政策的に何かを盛り込むというので言っても、一つ、二つ何とか入れられればなという程度で聞いています。四日市が、浦安市が県の力をかりながらやっていたほどのことをしようと思うと、怖いのは市町で勝手にやれさという風土がもし県内にできてしまうと、それはとても怖いことだなと。なので、例えば県に対する意見書をセットで出していくとか、首長のほうに知事に要請をしていただきたいということもあわせて出しながらの市条例の設置及びきょうも骨子案の中に補足で入れてもらっている19条の条例の見直し規定の中に県の条例が見直された場合、弾力的に早急に見直していくというようなことが含まれていかないと、市がさきに条例制定するというのがかえって差別解消を目指していく皆さんの足かせになってはおもしろくないなというふうなところを今感じているところであります。

### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

### ○ 森川 慎委員

まずは、やっぱりその相談体制がすごく充実しているなというのが千葉県のお話を聞いていたのが印象的でした。あと、千葉県さんは、いろんな団体さんからのヒアリングとか、意見交換、タウンミーティングというのをかなりの長い時間かけて、回数かけてやってきているんだなというのが一つすごく印象に残ったのと、あと、ヒアリングなりの中で、障害のある団体さんとか、障害のある方だけのヒアリングじゃなくて、経営者協会とか、労働組合の連合とか、そういった合理的配慮を求めなければならない団体さんからもたくさんヒアリングしているというのが印象的で、今県の話も出ていましたけど、今県議会がせ

っかくつくっておるんやで、そことも1回意見交換みたいな場を設けていくようなことも必要なのではないかなということも思いました。

千葉県の条例だと1回上程して、1回取り下げて、もう1回つくって、ようやく成立したという過程があったので、やっぱり一応委員長の思いではことしじゅうとか、そういうイメージで思っているのかなとは思いますが、やっぱりなるべくいろんな意見を聞きながら議論を進めながら、やっぱりそういうことがないように多少遠回りになっても時間かけて丁寧につくっていく必要があるのかなということも思ったところです。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

#### ○ 谷口周司委員

私も今回行かせていただいて、やはり皆さん言われるように県との連携というか、その後も含めてやはり県ともう少しいろいろな意見交換もしながら、情報も収集しながらやっていく必要があるのかなというところと、あと、相談窓口等については、やはり、かなり充実をしているというところを実感させていただいたのと、あとは相談の後、支援体制というところまできちっと仕組みづくりがされているというところで、これはやはり四日市としても相談窓口を充実させていくのはもちろんですけども、その後の支援体制というのもやはり明確なものをつくっていく必要があるんじゃないかというのを思わせていただいたところでもあります。

以上でございます。

#### ○ 石川善己委員

済みません、個人的な都合で県のほうしかお邪魔できなかったのがあれなんです、やっぱり今回県のほうというのがやっぱり10年先行して差別解消法の前にやっているというところも踏まえて、やっぱり本気度が伝わらないとあかんのかなと、やる側の。そういったところがやっぱり先行してやってきたところと、それから先ほど森川委員が言っていたように両側ですよ、障害をお持ちの方だけではなくて、合理的配慮をしていただかなきゃいけない側にもすごくきっちりとヒアリングをしているというところ、そういったとこ

ろがやっぱり本気度として伝わることによって対応する側の姿勢というのも随分変わってくるのかなというのは感じています。いろんなところでやらなきゃいけない、解消条例ができたことによってやらざるを得ないという空気感でやっていくのと、やっぱり先行したところの何が何でもこれをきっちりうちはほかとは関係なしにやっていくんだという、そういったところがすごく感じたんですよね。先行については間に合わないですけども、やっぱりいかに真剣にしっかりとしたものをよそ関係なしにつくり上げていくんだというところをやっぱり伝わるような取り組みをしていくのが大事なのかなという、そういういみではやっぱり森川委員が言われたところのヒアリングというのはすごく大事かなというふうに思っています。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ちなみに、千葉県の条例の名前は、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例という名前になっていますので、では、副委員長。

○ 三木 隆副委員長

皆さんの意見とちょっとかぶるところが多いんですが、確かに県との協調部分、ここも強く感じた部分とそれとヒアリングの丁寧にするという部分、ここを非常に強く感じたところでございます。相談役として千葉県の場合600名の地域相談員、相談活動を総括する16名の広域専門指導員等となかなかここまでは市としても三重県としてもどこまでやるかという部分はなかなか難しいと思うんですが、より丁寧に条例づくりに向かわなあかんというのは痛感した次第でございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

川村委員、この間の視察の振り返りをさせていただいています。じゃ、三平委員お願いいたします。

○ 三平一良委員

視察に行かせていただきまして感じましたのは、一番大事なものは身近に相談できる体制づくりというのが大事かなというふうに思いました。かなりそういうところが充実してみえたんですけども、また、それと同時に相談員の人の資質、個々違うわけで、一人一人違うわけで、やっぱり四日市におきましても保護課の職員さんなんかでも一人一人相談を受ける体制というのが違って来るわけで、その辺の身近に相談できる人づくりというのかな、そういうものが大切だなというふうに感じました。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

#### ○ 中村久雄委員

視察に行かせていただきました。非常におもしろかった視察でございます。おもしろかったというのは興味深いという、ためになったということでございますよ。一番本当に思ったのが、やっぱり森田さんの前の知事さんの強い思いでぐわっと地域の市民、県民の方をまとめていかれて、議会に戻ったら、議会が聞いていないよというようなことで、非常に興味深く――男性の特性、女性の特性あるんですけどそんなことも感じながら――でも、あの思いがあって、国の障害者差別解消法より10年も先にできた。その中で、県民の皆さんの意見を聞く中で、実際にこの条例でやっていることが相談員と広域指導専門員さんの中で行政がやることのここまで確かにそうやな、行政はここまでやなという、やはりこういうような話を聞いて、差別されたと感じる側、差別してないのに何でそれを差別やと言われるという使用者側の意見をまとめて、その調整することが仕事だよと。確かに理解すると、お互い理解することで解決する問題はたくさんありますから、これが行政ができることやなと。この条例の中で感じたことは、そう大して予算を使っていない、やっぱりハード面やということはどうもたっていないで、今できることをしっかり着実にやられているなという中で、広域専門指導員さんの嘱託の給料ぐらいですよ。それと地域相談員はボランティアだと思うんですけど、これ580名も地域相談員が出てきたというのが知事さんの皆さんの県民さんの意見を聞く中でやはり県民さんの理解を得てきたのかなと、これをそのままそっくりまねしてもなかなか四日市の中で民生委員さんのなり手も少ない中で難しいものがあるかなということを感じました。

三重県もつくろうとしている中で森川委員がおっしゃったように、三重県と四日市市、

一つ市長がどういうふうなことでこの障害を持った方の理解を進めるべき方向に行けるんやということは1回本当に話し合っただけやるのがええんかなと思います。県がやはり後ろ向きやったら、一緒に進めれば一番いいんですけれども、もし後ろ向きやったら市のほうが先行してえいやとやってしまうこともやぶさかではないかなと思いますけど、やはり市民の皆様理解を得るといふところにもっともっと注力を置いて、ちょっと練り上げていかなあかんかなと思います。ということを感じました。

以上です。

### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

本当に先ほど言われたように、堂本知事がリーダーシップで健康福祉千葉方式と、先ほど森川委員もヒアリングとあって1万人を超える千葉方式のタウンミーティングをしたというのが、ずっと行政が案をつくるのではなく、民間こそが案をつくるかというのを紹介されていましたが、というところが今紹介されたところかなというふうに思います。

それでは、最後に締めていただきますよう、よろしくお願いします。

### ○ 日置記平委員

もう皆さん、多く言われたので、あえて私もいろんな形で意見は一緒ですので、申し上げることはないかと思えます。

ただ一つ感じたのは、さきに浦安市さん行って、その次、県のほうに行きましたね。少し違ったなというふうに思いました。それは説明の勢いが違った。何でやろうなと思ったんですけど、何でかは私なりにつかんでいますけど、それは先行した県とそれに続くかは別として、どっちかという浦安市さんのほうが真剣度があったなというふうに受けました。資料でも少ないけど、非常によく理解ができた。県のほうは資料が多い、それだけ実績があるからだと思いますけどね。

つまり担当者は3年でかわっていきます。創業的な精神で、考えで説明されるのと、何代かに受け継いで説明するのでは当然温度差があって、しょうがないと思うんですが、そういうのをちょっと感じた。だから、やっぱり原点、常に原点であり続けなければいけないかなというふうなことを思わせてもらいましたね。



○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

あと、今、主に相談機能であったりとか体制であったりとかというところのご意見をいただいたんですけども、もう一つその目的として浦安市は障害者差別解消推進計画というのを条例の中に盛り込んで、その辺の部分もあったんですけど、その辺のところでご意見は何かありますでしょうか。特にないですか。

○ 竹野兼主委員

県のほうで話を聞いたときに、そういう計画なりなんなりを県内で条例をつくっているところ、千葉県は県としてトップとしてはそういう状況であるけれども、なかなかそういう実態というか条例をつくっているところはまだ一つ、二つしか、数は少ないよというような話でした。その部分を考えて、計画を立てられている浦安市というのを今日置委員が言われたみたいに思いという部分のところもあるのかもしれないんですけども、なかなか県が一生懸命やっても、それに呼応してもらっているところは県にお任せみたいなどころもあって、そういう情熱を持った部分のところという、本市としてはそういう思いを視察させていただいて、それに向かった姿を何らかしかりとつくり上げていければいいのかなというふうに感じました。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

大変重要なところだと思います。これ、県、10年やっているんですけど、市の条例を持っているのは浦安市だけというふうに。だから、それも浦安市は浦安市でやっぱり強い情熱を持っておられるのかなというのを感じたところを先ほど日置委員が紹介いただいたところの部分なのかなと。

はい、どうぞ。

○ 竹野兼主委員

あと、その部分のところについては、やっぱり財源が非常に必要だった。豊田委員が指摘された部分のところの部分でも、浦安市という地域が非常に財源が裕福だったという

状況があって、それがあってこそ成り立つ状況でもあったというふうなこともこれはしっかりと私たちは認識しておかなあかんのかなというふうに思いました。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

某大規模何とかランドとか、大学とかが合理的配慮を進めたような話というか、事例も紹介されていきましたので、そういうところもあったのかなと思います。というところが視察の振り返りというところで、ほか、これだけというのはないですか、この程度でよろしいですか。

そうしたら、一応、正副でまた視察の報告書、まとめさせていただきたいと思いますので、ご一任いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、2番目のきょうの一番大切なところの条例の骨子素案についてというところに入っていきたいというふうに思います。

これまで委員会での議論、当事者との意見交換、それから先ほどの報告がありました行政視察をもとに条例骨子案を正副としてまとめさせていただきました。きょうタブレットと、それから皆さんの机の上にもA4のペーパーでまとめさせていただいたところですが、後ほど事務局より詳しくは説明いただきますが、大きな三つの仕組みとしてまとめさせていただいております。一つは、身近で誰もが相談しやすい仕組み、二つ目に個別事案を解決するための仕組み、三つ目に障害者に優しい取り組みを推進する仕組みを条例で定めて制度として保障していこうというものであります。特に、本日はこの条例の核となる身近で誰もが相談しやすい仕組みと個別事案を解決するための仕組みについて、本市にとってどのような体制が望ましいか、皆さんにご意見をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。特にきょう、先ほど申し上げたとおり、三つの仕組みの中で特に1番目と2番目、身近で誰もが相談しやすい仕組みと個別事案を解決するための仕組み、これ、先般の参考人の方に来ていただいたところでもそういう身近に相談できる体制であったりとか、相談窓口の充実をしてほしいという意見も賜りましたし、その後の今当該委員会での委員の皆さんからも相談窓口の充実であったりとか、相談しやすいようなハードルを下げていくようにすべきではないかという意見もありましたので、その辺をきょう重点的に議論したいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず、この骨子の素案について、事務局、中嶋さんより説明のほうよろしくお願いいたします。

## ○ 中嶋議会事務局主事

事務局の中嶋です。

では、資料を基にご説明をいたします。

それでは、資料につきましては、条例の骨子素案、こちらカラーのA4の資料、それと参考資料としてタブレットのトップページの14特別委員会の02障害者差別解消条例等調査特別委員会、07平成29年10月26日、その03の資料、こちらをあわせてごらんをいただければと思います。

それでは、まず、紙の資料、骨子素案のほうからご説明をいたします。まず、紙の資料の一番左側をごらんください。条例の大きな構成として上から前文、次に条例の基本的な事項を定める総則、そして先ほど委員長からもご説明のありました三つの仕組みを定める基本的施策、最後に補則という形です。

では、一番上から順にご説明をいたします。

まず、この前文は、この条例の考え方であったり、あとは成立の背景などを凝縮して記載する部分となりますので、全体がもう少し見えてきた段階でつくるようなものになります。そのため、今、現時点では括弧書きで障害者差別解消法、障害者の権利に関する条約、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指す条例の趣旨等を踏まえた内容を検討するとこんなふうになっております。

次に、総則については、条例の目的や理念、それから市や事業者、市民等の責務や役割を定める規定となります。

まず、1の目的につきましては、こちらは障害者への差別の解消を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらずお互いに尊重しながらともに安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とするといった形で現在おまとめいただいております。

次に、2番の定義ですが、こちら用語の定義を定めるものになります。

3の基本理念では、この条例の基本となる理念を、4では市の責務について定める条文となります。なお、障害者差別解消法では、不当な差別的取り扱いの禁止については自治体の義務として定めておりますが、本市では法律の制定以前から四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指す条例にも差別をなくすための責務というのが規定されております。その条例の中では啓発の充実といった条文も規定がされております。

そして、5で市民、6で事業者、それぞれの役割を定める条文になります。

次に、基本的施策についてです。

まず、7の身近に相談できる体制の整備についてです。これは、相談体制の仕組みづくりの根拠となる条文になります。ここで、ほかの自治体の相談体制がどのようなものであるのか、ご確認をいただきたいと思いますので、タブレットの資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

こちらに四つの自治体の相談体制と関連する条文を抜粋してあります。簡単にそれぞれの相談体制についてご紹介をいたします。

千葉県につきましては、ご視察をいただきました自治体ですが、相談業務を地域相談員、広域専門指導員に委託して、県内をブロック単位に分けて地域に根差した相談体制を敷いている事例です。ですので、こちらは人を配置して相談体制を整える、そういったパターンになります。

次に、浦安市につきましては、こちらもご視察いただいた自治体ですがこちらのほうでは、障がい者権利擁護センターというのを構えて、職員によって相談やその支援に向けた活動を行っているといった事例です。こちらは組織としてこのようなセンターを設置するといった事例、パターンです。

次に、3ページのほうをごらんください。

鳥取県では、ことしの9月1日に条例が施行されまして、条文の中にも明確に障がい者差別解消相談支援センターを設置すると、このような規定を置いておりまして、条例の施行とともにこのセンターを設置したものであります。こちらは既存の人権相談窓口、こちらに障害者差別の相談機能を持たせたといった形のものになります。

次に、仙台市です。

こちらは差別解消――虐待も含みますが――差別解消のための専用の相談電話、回線を引きまして、24時間365日受け付けを行っておるものであります。これは専用電話で相談してもらおうというパターンになります。

大きくそれぞれ特徴を持った相談体制を事例としてご紹介させていただきました。なお、次の4ページからは、先ほどご説明した自治体の市民向けのホームページを抜粋しておつけております。4ページが千葉県、5ページ、6ページ、7ページまでが浦安市、8ページから11ページまでが鳥取県、12ページが仙台市の資料になっております。それから、13ページなんです。こちらは前回8月28日の委員会でお示しした資料を再度掲載したものになっておりまして、ご参考として現在の四日市市の相談体制を示したものになります。

それでは、また紙の骨子案のほうをごらんいただきたいんですが、先ほどまでは7の身近に相談できる体制の整備までをご説明いたしましたので、次に8のほうへ進みます。8の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の充実については、こちらは7で相談体制を整備した後、その相談を可能にするためにはその方の障害に応じたコミュニケーション手段、例えば手話とか筆談など、そういったものが必要になりますので、相談をする前提条件として、市としてそれらを保障するということが規定する条文になります。ですので、7で相談の仕組みを保障して、8で手段まで保障していくということになります。

次に、2点目の個別事案を解決するための仕組みについてに移ります。

こちら9からになります。こちらは実際に差別と思われるような事案が発生した場合に、どのように解決していくのか、その仕組みを定めていくものになります。条文について簡単にご説明をさせていただきまして、実際の流れにつきましては、その後にご説明をいたします。

まず、9の相談では、障害者やその関係者などが差別に関する相談をできるということ。10の助言またはあっせんの申し立ては、対象事案解決のために助言やあっせんを申し立てることができること。11の調査は、10で申し立てがあった場合のその事実関係の調査について、12の助言またはあっせんは、10で申し立てがあった場合にこの12で必要に応じて助言やあっせんができるということ、13の勧告は、12の助言やあっせんに従わないときは、その方に対して勧告ができるということ、14の公表は、13の勧告を行ってもそれに従わないときには、その旨を公表できるというこういった条文になります。

ここで、まず、ほかの自治体の事例をご確認いただければと思います。タブレットのほうの資料の14ページをごらんください。

タイトルとして他の自治体の条例における紛争解決のための制度についてという資料になります。

14ページから15ページにかけてこちらに自治体の一覧を記載しておりまして、15ページの一番下のほうに35分の幾つとか、こういった数字があります。例えば、見ていただきますと、助言またはあっせんの申し立て35分の28と多くの自治体でこういった紛争解決の制度を定めております。右のほうに進んでいくと、公表というのがあるかと思いますが、35分の23ということで、公表までは定めていないといった自治体もあります。

では、先ほど簡単にご紹介いたしました条文について、その流れをご説明させていただきます。

16ページをお進みいただきますと、こちら6月の委員会の際に事例研究でお示した資料になりますが、解決の流れを見ていただくためにおつけをさせていただきました。真ん中より少し下の矢印の入った流れ図、こちらをごらんいただきたいと思います。こちら千葉県の実例なんですけど、この事例でご説明をいたします。

この図の右の対象者というのが差別的な取り扱い、行為を行った者になります。①でこの対象者から差別的な行為があった場合、障害のある人、障害のある人の保護者等は知事——市長ですね、四日市市の場合ですと——に対して助言・あっせんの要請、申し立てができますと。知事、市長はこれを受けまして、千葉県障がいのある人の相談に関する調整委員会に審査の要求をいたします。この委員会での事案調査の結果、助言・あっせんすべき事案である場合には④で対象者に対して助言・あっせんをいたしまして、これに従わない場合はこの委員会は知事に差別を解消するよう勧告をします。そして、知事のほうから⑥対象者の方に差別を解消するよう勧告を行うと、こういった流れになっております。

次の17ページをごらんいただきますと、明石市の事例を載せております。こちら6月の委員会でお示した資料の再掲になりますが、こちら千葉県と同様の流れなんですけれども、一番下に下線で⑦勧告に従わない場合、その旨を公表といった形で、公表の規定を設けております。こちらは助言・あっせんの流れになります。

紙のほうの骨子の素案にお戻りをいただきまして、次の15の障害者差別解消支援地域協議会についてです。

これは、障害者差別解消法にも規定をされておりますが、条文を一部抜粋して読み上げをさせていただきますと、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、この協議会を組織することができる、このような条文になっておりまして、法律上の条文でいくと組織できるという規定にはなっておりますが、差別解消のための取り組みの共有であったり分析、また紛争解決の後押しを効果的かつ円滑に行うため、その設置について条文として記載をいたしております。

次の障害者に優しい取り組みを推進する仕組みについてに移ります。

16の合理的配慮の提供については、こちらについてはこれまでも委員会のほうでいろんな意見ご議論いただいたものになっておりまして、四日市市全体として合理的配慮を進めていくに当たって、特に必要性の高い9分野について1から9号までとして挙げていくものであります。

17については合理的配慮の取り組み事例を普及啓発していくことについての条文になります。市民や事業者にできる限り合理的配慮の提供を進めてもらうよう普及をしていくものになります。

さらに、18でその中で特にすぐれた合理的配慮の好事例の表彰についてを定めまして、取り組みを後押しして、さらなる積極的な取り組みを促す、そういった条文になります。

最後に、補則として条例の見直し規定、それから必要事項の規則への委任規定——20です——こちらを置くものになります。

大変長くなりましたが、骨子をご検討いただく際の参考資料の説明をさせていただきます。

以上になります。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

一応正副での条例の骨子素案については以上の説明のとおりであります。本日は、先ほども申し上げたとおり、この三つの仕組みの中で、1番目の身近で誰もが相談しやすい仕組みと個別事案を解決するための仕組み、この二つについて議論をさせていただきたいというふうに思います。三つ目の障害者に優しい取り組みを推進する仕組みについては、次回の委員会で議論したいと思いますので、次回までぜひ考えておいていただきますよう、お願いをいたします。

それでは、この1番、2番についてご意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

#### ○ 荒木美幸委員

まず、確認なんですけれども、この正副案を拝見すると、個別事案を解決するための仕組み、9番から15番までということ挙げていただいているんですが、先ほど事務局からご説明があったように、さまざまな自治体によって勧告までのところであったり、公表までしているところであったり、さまざまだと思うんですが、この正副案では公表まできちんとしていくということをつくっていくということによろしいんですね。

#### ○ 中川雅晶委員長

素案ではそういうことになっています。

#### ○ 荒木美幸委員

私もそれは実は賛成なんです。といいますのは、さまざまな、障害にこれはかかわらずいろんな相談を受ける中で、相談体制ってすごく大事なということを感じているんですが、よくやっぱり市民の方からいただくご意見が、役所にこれこれで相談に行っても仕方がないんだよねというのを実は聞くんです。なぜ、仕方がないかというところは、やはり広く相談を受けて聞き置くんだけれども、きちんと解決までの導きが非常にゆるかったり薄かったり弱かったりするということの中で、やっぱり市民の方が満足をされないんだなということを感じているんです。ですから、相談体制の充実はもちろん大事なんですが、やっぱりそれぞれの相談を受ける方のスキルであったり、能力であったりということの向上がすごく大事なのと同時に、そしてやはり障害の持った方々が差別によっていろんなことを受ける、それを相談するという状況においてはきちんとやはり満足をしていただける解決方法が必要であると思っていますので、これはやはり公表までということをしっかりと入れていくという位置づけが大事なのかな、これはちょっと感想になりますが、そういうふうに思っております。

#### ○ 中川雅晶委員長

ご意見でございます。

ほかの委員さんでご意見ありませんでしょうか。

#### ○ 三木 隆副委員長

窓口の一本化というので、以前の議論の中にあっただと思うんですが、僕はやっぱり仙台方式ですか、365日フルタイムでコールセンターをつくるという部分に物すごく賛同しておる、皆さんの意見はどう思われますか。

#### ○ 中川雅晶委員長

今のところは、まず、体制のところですね。窓口を、先ほど中嶋さんから説明があったように他の自治体では先ほどの千葉県のように相談員を置いてやっていくタイプと、それから既存の窓口相談センター等を設置していくというやり方と、それから、電話で相談



をするというやり方と。今、副委員長は電話の相談がいいのではないかなというところを促されているところなんです、その辺どうでしょうか、ご意見。

### ○ 石川善己委員

電話の相談体制というのは非常に大事だと思いますし、365日という点というのは、これはやっぱり必要なのかなと思うんです。ただ、24時間というところというのがどうなのかなというところはちょっと議論をしていただいたほうがいいのかと個人的には考えていまして、本当の緊急性、夜中に発生するとかという事案があるのかという余りそういうケースの想定がしづらいのかなという点と、もう一点は、最初から間口を広げておいて、狭めていくというほうが難しいのかなって。例えば24時間ではないにしてもかなり夜遅めの時間まで設定をしておいて、利用状況であるとか、そういったものを見据えていく中で実績も踏まえてやはり24時間必要なんだということになって、体制を充実していくというほうが、最初から例えば24時間やっていたやつを時間を狭めていくほうが手法としては難しいのかなと思うんです、こういう案件って。とりあえずは24時間ではない形でやっていただいて、もし本当にニーズがいろいろあるのであれば、24時間体制に切りかえていくという考え方のほうが望ましいのかなと個人的には感じます。

### ○ 中川雅晶委員長

というご意見でございます。

ほかの委員さんでこの窓口、身近に相談できる体制というか窓口についてのご意見はございますか。

### ○ 中村久雄委員

やはり四日市やったり三重県においてもそうかと思うんですけど、やはり窓口という形で相談するセンターというのが一つ必要かなと……。そういう相談のセンターを既存のところをそちらも兼用という形でしかなかなか難しいのかなというのと、あとは地域の中の人々の協力も得られるような、協力というか、そこへつないでいただけるようなことをやっていけばいい、ということしかないのかなというふうなことを感じています。

時間のことありましたが、やはり24時間というのは命の電話なんかは24時間ですけど、この場合はその日中の時間をまずそこからかかってもいいのかなというふうなことを個人

的に思っています。

あと、もう一つ、最初の荒木委員の公表の部分ですけど、公表を入れるか入れないか、各自治体もいろいろ迷っているところも、意見も違うところがあるんですけども、こういう事案で調整がかかって、調整がなかなかうまくいかないというのがどういうふうなケースかなと。お互いに理解をしようとしておるけれども、やはり理解できないという部分で皆さん気持ちは理解しようと思うけど、そこがなかなか理解できやんという部分で、そういう中での事案が多いのかなという中で、そうだからといって、公表というふうな処置に至るのは非常に厳しい処置かなと。かえってそういう障害を持った方の雇用やったりというのを妨げる要因にもなりかねやんかなというふうに思います。障害を持った方とかかわりをまず持とうとしている方ですから、その方との話ですから、そこでの意見やったり、思いやったりが変わってくる。本来例えば雇用者側がその人のためやと思ってやったことが、その人がそれは私にとっては、それは差別だと感じたと——この間の当事者さんの意見でもありましたよね——そういうことのすれ違いでなかなか話がうまくまとまらなかったのに、公表まで持っていくよなんていうのはちょっと厳しいかなと。実際千葉県、この間視察でも公表に至った点はないというふうなことが、これが実際だと思うんですよ。やはりお互いが理解し合うという中で、だからそこで条例として公表までというものをうたっているのはちょっと厳しいかなというふうなことを個人的に思います。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

というご意見でございます。

#### ○ 荒木美幸委員

議員間討議になるかもしれませんが、であるならば、例えば今おっしゃることはすごくわかるんです。であるならば、例えばできる規定というか、しなければならぬではなくて、できる規定のレベルでの公表というのはどうなんですかね。

#### ○ 中村久雄委員

もちろん公表できるということで、実際にそこまで至らんケースが実際かと思うんですけど、だから、その中でもわざわざそこに文言として落とすのもありかな。最終的には公

表ですよと、企業イメージを損ないますよというようなところを言っていくのはどうかかと、そうなる前にやっぱり解決したいよねと、だからお互いのための条例ですからね、障害を持っている方と、障害を持っている方とかかわる方の法律ですから。お互い前向きにしているわけですから、というふうに私は感じます。

## ○ 中川雅晶委員長

両委員さんの言うておられることはほぼ同じことを言うておられるんですけど、ほかの自治体もこの公表を使っているところってちょっと聞いたことがないんです。明石市へ行ったときも実際に、今言ったように公表の前で解決を図る努力をするというのが大前提で、これ、よっぽどのケースを想定されているんやと思うんですが、よっぽどのこれはもう社会通念上、許されないやろうというケースに基づいて、その公表という権限を最終的に条例上で担保するかしないかというところですよ。担保しているところの自治体としていないところの自治体というところ先ほどの分かれるところで、本市はどうしようかというところなんですよ。

これも先ほどちょっと議論をさかのぼると、県と市の条例の役割分担というところで、ひょっとしたらその部分も少しオーバーラップするところがあるんですけど、今はそのことを余り県、市の役割分担と考えずにちょっと議論しているという部分がありますので、というところがあります。県がそういう条例を例えば入れてくるのであれば、市条例でもしなかったとしても役割分担というところでもあるのかなとも思いますし、いやいや、県はどんな条例をつくるかわからないので、市としてもとりあえず公表まで入れておくというところの議論かなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

## ○ 石川善己委員

未然の抑止力という意味では、よっぽど悪質なケースであれば公表するよというような手段としては持つておくべきかなとは思いますが。実際公表するケースというのがあるかないかというのはあれなんですけど、悪質を何を基準に判断するかというところはまたこれ難しいところになってくるとは思うんですけども、やっぱり何でもそうなんですけど、やっぱり、行使するかどうかは別にして、こういったものがあることによって企業側がより真摯な体制で、姿勢で向き合う可能性が高くなるのかなという気はするので、安易な公表というのとは絶対に避けなければいけないですけど、できるという部分では持つておいた

ほうがいいのかなどというふうに考えます。

#### ○ 中村久雄委員

皆さん同じような意見、同じことになるんですけども、そのよっぽどのケースはほかの法律で罰則がつきますよきっと、虐待法とか——法律全部くまなく調べていませんけど——傷害罪やとかというところですよ。だから、ここは皆さんとこの障害を持った方も持っていない健常と呼ばれる方もみんなで暮らしやすいまちをつくりましょうよというのが大きな理念ですから、そこで従わなったらこうなりますよというのはどうかなと思う。だから、ほかの法律で十分そこまで行くケースは対処できるというふうに考えております。

#### ○ 中川雅晶委員長

多分、そこを今言ったようにほかの法律で抵触する部分というのは、多分それはその法律で適用されると思うんですが、そうならないところの部分だと……。

#### ○ 石川善己委員

処罰をするとか、公表することが目的ではないと思うんです。だから、そういった意味で、これがあることによって自制をより働かせていただくよう歯どめになるという理解かなと思っているんですよ。何らかのほかの条例なり、法律で引っかかって、抵触をすることによってという部分は、その処罰あるいは何らかの罰則を与えることが目的のようなニュアンスに聞こえるんですけど、よりこの条例がやっぱり抑止力を働かせるための一つの手法としてこういうこともできる可能性は入れておいたほうがいいのかなどというところなんです。その処罰が目的ではないというところなので、ほかへ引っかけて処罰ができるとか、そういう部分とはちょっとニュアンスが違うのかなと僕は思っていますけど。

#### ○ 川村幸康委員

そんなの役所がわかっているやろう、できるかどうかぐらい。もっと言ったら自治法が何かで市民があっせんなり、行政にいろいろ不服を言ってきたときに聴聞会を開いて、聴聞会を開いた結果、どうするかということできるルールがそもそもあるのと違うの、そうやろう。行政罰か違反にすると行って訴えてきた場合に、そういうものあるのと違う。だから、今の議論はどちらかということ、現状どうなっておるのかという行政のほうがきち

っと答えやんと、議員の中でこうしたほうがええ、ああしたほうがええということと、あれとちょっと違うやろう、議論が。それやで、あるやろう、初めから、県でも市でも。そういうルールを破っておるやないかとか、この条例に違反しておるやないかと言ってきたときに、意見を聴聞して、そして聴取会を開いて、申し開きもして、その結果どういふことを出すというルールはもう決まっておるやろう。例えば、俺、最近で知っておるんやったら、例えば狩猟免許で出しておったやつを違反したら、かけたらかかんとおきに罠かけたで、違反やないかと言ったけど、それ知らなんだか、知っておったかという申し開きもできるし、逆に行政のほうもそれを聞いて、罰はどう与えるかというのは、与えやんでもええのか、与えるのかというはやっておるやろう、それと一緒にやで。それは今までの議論を聞いておってそう思ったのが一つと、あとは現状でも相談体制って一応行政的には持っておらないかんし、機能もしておらな本当はあかんのやけど、今の議論の中でいくと、今までのことでいくとなかなかそれがきちっと痛いところに手が届かんというか、かゆいところに手が届いておらんで、もう少し充実強化しようかとしておる議論やと思うんやけど、逆に今持っておる、あるものとして何が足らんのかというのも教えてもらおうと次のつくりにも私はいいのかなという気がするで。

#### ○ 中川雅晶委員長

それでは、現行の障害者差別解消法に基づいて、対応要領も含めて、現行例えばそういう差別的な事案があった場合の対応というのはどこまでなのかちょっと説明いただけますか。

#### ○ 田中障害福祉課長

障害福祉課長田中と申します。よろしく申し上げます。

現行の差別解消法の基づく対応なんですけど、先ほど委員長おっしゃっていただいたように、我々四日市市では職員対応要領を作成いたしまして、基本的にはどの窓口においてもそういった障害に関する差別の相談を受けたときには、一旦まずそこで聞いていただいた上で、私ども障害福祉課のほうにも報告をしていただくような流れになっています。私ども障害福祉課のほうでその事案に関して関係する部局等がございましたら、そちらの部局のほうにその事案について解決に向けて取り組みをしていただくように通知をさせていただいて、我々障害福祉課もともに解決に向けて取り組んでいる状況にあります。

そういった事案が出てきた場合には、取りまとめをさせていただいて、四日市市の人権の総括的な会議のほうにもその事案について報告をさせていただくというような流れになっております。

#### ○ 川村幸康委員

だから、行政的に今ここで、条例で身近で誰もが相談しやすい仕組みづくりとしては、行政から言われるとこの条例をつくったところで今身近に相談できる体制の整備はしてありますということになるということであえんやろう、違うの。

#### ○ 田中障害福祉課長

今、川村委員おっしゃられたとおり、一応今現在は全ての窓口で対応しているというよう形になっております。ただ、課題があるとすれば、やはりよく言われております市民の方がじゃ、どこに相談をしたらいいのか、すぐ身近に相談できるといった部分を考えますと、やや市民の方にとってはわかりにくい部分というの、側面も持っているのかなというふうには感じております。

#### ○ 川村幸康委員

だから、やっぱりポイントとしては、わかりにくいんやったら、当事者意識の目線でいくと、さっき効率の面でいくと24時間要らんと行ったけど、実は夜とか寝る前に不安になったら、24時間あったほうがふっと電話して、そこで相談に乗ってもらいやすいんやったら身近なのか、いやいやそれでも石川委員が言われるように、効率を少し考えると、24時間必要なのかなという議論はあるやろうし。あと、もう一個、私が思うのは、当事者のほうの中村委員側からのさっきのものの切り口やわな。要は当事者が——極端なことを言う弱者がという言い方がいいかどうかわからんけど——何となく相談に乗るとするのは困ったことがあるわけやで、そのときの心理を考えると、なかなか公に大きな声を出せたらそんな苦労はせんけれども、出せないから、声なき声をどう拾うかという仕組みが人づくりも含めてやっていかなあかんとすると、もう一個もやっぱり周知なんやろうなとは思うんやわ。何でもいいといとなかなかないで、こんなことで困っておるという具体的にわかりやすいことを相談に乗るんですよという話がもう少し周知されればええけど、多分届いてないのとおもっておるもんで、私は。特に私なんか同和地区におると、ほぼ全て相

談体制は整っていますよと行政側は言うけれども、当事者からするとなかなかそれはそう  
いったこともわかっておらんし、どれを相談してもいいのかもわからんし、もっと言うと、  
そういうこと自体の根本を知らんで、そんなことまで言うたら違うんと違うのかとか、門  
前払いされへんやろうとか、そういうあれがあるから、へたをすると御用聞きぐらい回  
ってちょうどなのかなというところもあるし。そうすると一方では過剰やと、御用聞きは  
過剰なんやということもあって、だから、差別があることを前提で解決しようということ  
でいくのと、言うてきたら対応するよというところのどっちに軸足を置くかによって随分  
変わるのかなという気がしておるで、先進的というところは逆に言うと積極的に行くこと  
の仕組みづくりをするんやろうし、後発で乗るんなら、やっておるのでやらなあかん  
なつて右肩並びでよく似た程度の体制整備をします。だから、多分私らこの特別委員会をつ  
くった中で言っても、どっちに軸足をそれぞれ置いて進めていくかということ議論して  
いく中で、今の四日市の現状は全て、これ、多分つくろうとせんでも今の体制ではそれぞれ  
全部あるわけやで、だから、そういう考え方を少し出して、特にほかの個別のところ  
で力を入れるかどうかは別にしても、最初の課題がわからんとあかんというところ  
でいくと、身近なところだけでも今回つくる中で、充実強化して、少しコストもか  
けてやりましようかなになるのか、それともわかってきたものに対しては徹底的に  
丁寧な個別事案を解決するような仕組みを人も入れて、極端なことを言ったら  
弁護士さんやいろいろなそういう引き出しをいっぱい持っておる人を雇い入  
れて、相談体制で一つ館を構えて。県なんかでもあれ人権センターという館を  
構えてから少し進みだしたというところがあるんやろうな、実際に行政を進  
める上においても。だから今の人権センターのあり方でええのかも含めて、  
やっぱりきちっとした館をつくって、そこへ行けば相談事は全部乗ってくれ  
ると。今本庁内にあるのでわかりにくいところもあるけれども、そういうこと  
もやっぱり考えることがやっぱり要るし、そうすると、あとは、私はこれ、  
個人的なここから意見やで、市民センターにそんな窓口を少しつくってもええ  
んちゃうのかなと私は思っておるんや、前々から。だんだんと市民センターの  
役割というのが変わってきておるので、高齢化してきたし、いろいろなこと  
があると、センター内にそういう相談室を設けて、プライバシーに配慮した  
——今ないでさ、センターに——ような相談体制の充実というのは地域ごとでは  
かって、もし、そこで難しいものは、全て本庁に来てやるということも一つ  
かなとは。それが中村委員のように役所で難しいんなら、社会福祉協議会  
とか、地域にある社協とか、何かの中に相談員を置いて、そこで地元のこ  
とやで丁寧にわかるやろうで、そうしてやっていくと

か、何かしゅっとして四日市本庁一本でやっていこうとするところに敷居の高さと難しさもあるんで、もう少し出ていくぐらいの、外へ外へとこれは。だから俺はもう前からずっと言っておるんやわさ、本庁内で何か解決しようというのは、なかなかここまで車で来てとか、そんな人は力ある人やと、ここまで出てくるような人は力がある人やで、できたら外へ出て行って、そこで細かく拾うということが必要かなと思うので、もし、よければ条例にはそういう考え方でやるのが。

それとやっぱり人をふやさなあかん、もうちょっと、そうやで。中村委員が言っておった民生委員か何かのなり手もおらんということであるならば、どうやってやってそういうところの意識をつくっていくかという、そういうちょっと見た目に格好いい成果よりはそっちをつくらんと。私のところでも民生委員児童委員や主任児童委員さんを選ぶのに難儀しておるので、現実こんな綺麗な格好いいのをつくっておるらしいけど、その前になら市会議員兼務でしてくれとか言われるでさ、実際に本当に大変そうやしさ、そういう相談に乗っておるの、生活保護を含めた、プライバシーも含めてちゃんとやっていかなあかんわけやで、何ならちょっとそっちに視点を移すべきかなと私は思っています。

以上。

## ○ 中川雅晶委員長

先ほどの田中課長のように、現行の障害者差別解消法においても、それから対応要領、それぞれの職員がどこに相談してもこれはそういう案件やとなれば、最終的には障害福祉課につながるような対応要領になっているんですね。あわせて、今はまだないんですかね、まだ障害者差別解消支援地域協議会というのは。これもその解決に向けた調整をはかる機能で設置予定なんですか。設置予定というところで、現行においてはそういうような解決の仕組みと、それからさっき川村委員がおっしゃったように、今現在も人権は人権で、それから、あと、こども未来部ならこども未来部であったりとか、教育委員会であったりとか、それぞれの今までの委員会の中で説明していただいたいろんな相談の機能というのは持っているんですが、ただ、この間のヒアリングでの意見とか、個々の議論の中で、いやもっと敷居の低い、わかりやすい一元的に相談できるようなものが必要ではないかなというのと、それから、そもそも障害者差別解消法の基本方針の中に、基本方針というか法律自体が合理的な配慮を求めたものに対して社会的障壁を除去していくというところが基本なので、そういう声、こういう配慮を求めたいという声を聞く場所というのもやっぱり



つくっていくというのが法律の趣旨なのかな。そういうような機能も含めた窓口というのは必要じゃないかなというところでの身近で誰もが相談しやすい仕組みというところなんです。

## ○ 樋口龍馬委員

川村委員の言われることはもっともやなと思いますし、僕、一番問題なのはこの定義の中でどの障害者に対する差別を解消するかというのが今定義づけされていない中で、どういう窓口を設けるのかとか、公開するとかしないとかというのは、ちょっと話が前提がない中で話しているもので、ぐちゃっとなっておるのかなと私は感じています。例えば、同和、部落にしたって、男女にしたって、さまざまな差別というのはあって、それを解決するために人権センターなんていうのがあったりする、男女共同参画課というのがあったりするというのは、よくよく理解した中で、僕らは合理的配慮というのをいかに世の中に広げていくという根拠になる条例を今つくろうとしているわけじゃないですか。例えば、ろうあの人が、じゃ、電話かけられるかってかけられへんわけですよ。要は、支援をする人たちがいて、支援をしている人たちが私たちの被支援者がどういう差別を受けたというような申し入れなんかもあったりするわけですよ。そのときにどういう窓口が適なのかという話だと思うんです。川村委員のおっしゃるとおりやとっていて、本庁に来て、どうやこうやと言える人とか、本庁までそもそも電話をかける能力がある人が果たしてどの程度障害者の中で比重を占めるんだ、僕はすこぶる低いと思います。自分が差別を受けているか受けていないかということを知ることができる人は、障害者中にどれぐらいいるのか、私は著しく低いとと思っています。身体障害者ぐらいです、自分が今差別を受けたということを確認できる人って。ろうあ者とか、肢体不自由者とか、また精神とか知的とかという話になってくると、非常に厳しいと思います。その中で、じゃ、果たしてどういう窓口が適なのかというのは、きょう、この時点で話をして出るのかというと、僕は定義づけがされていない条例の中で、せめてこの定義だけでも出てこないでテレフォンセンターをじゃ、24時間365日営業するのが適なのかといったときに、利用者は誰なのという話だと思うんですよ。誰が使うのって、どんな人たちの声を僕らは拾わなきゃいけないのということを考えたら、確かにセンターに一つずつ窓口を置く。窓口を置くというか、業務として渡すという考え方なのか、職務の分掌を変えるということやと思うんですけど。その職務の分掌を変えるということが条例として市に対して言っていけるのかどうかとか、私ど

も行政手続はわかんないし、設けなければいけないという規定、義務的条項か何かつけておいて、それに対して組織改編をしていくとか、職務の分掌を変更するということができるのであれば、そういうけん制の仕方でもいいのかもしれないんですけど、ちょっと今行く手法にとらわれ過ぎて、根幹の条例の部分がぶれてこうへんかなと私は恐れを抱いたので今発言を許可求めたわけですが、一回整理していただいて。

## ○ 中川雅晶委員長

その定義というのはこの2番のところの総則のところの定義というところですか。ここはまだ書いていませんけれども、基本的には障害者基本法にのっとった定義だと思いますし、確かに今おっしゃったように自分で相談できない方もおられますよね。それは、皆さんに前お配りした基本方針のところにも書いてあるんですけど、意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを手話を含む言語のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションをはかる際に必要な手段により伝えられると、また、障害者から意思表示のみではなく、知的障害者や精神障害者、発達障害を含む精神障害者等により、本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援するものが本人保佐として行う意思の表明も含むと、なお、意思表示が困難な障害者が家族や介助者等伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨を鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話と働きかけるなど、自主的な取り組みに努めることが望ましいというのが基本方針なんです。だから、本人だけではなくて、介助者や家族を含めて、相談するというのも可能やと。

## ○ 樋口龍馬委員

なので、その窓口をどう設けるかといったときに、果たして何が適なのかという手法をここで余りぎゅっ行き過ぎてしまうと、難しいんじゃないのかなと私は感じたというところなんですけれども、あえて意見として自分の所感を申し上げるのであれば、私は拾いに行ったらほうがかたいと思います。それは、拾うというのは個別具体的に拾うというより、その人たちが所属している何らかの機関があるわけじゃないですか。そういうところの声

を拾えるようなシステムをつくる、そういうところのほうがお金の使い道が生きるんじゃないかなと。ただ単に電話番号を持って、どこか兼務兼職させて、そこが受けるんだよという電話の設置の仕方はあると思うんですけど、人を1人雇用すると、もうそれだけで700万円とか上がってきちゃうので、じゃ、700万円使って何ができるのということは、考えていってあげないと、政策条例としてはふさわしくないのかな。金ばっかりじゃぶじゃぶ使えという話になってしまって、本意とずれると思うので。その中で、さっき、中村委員も言っていたと思う、公開するとかしないとかというのは、言えば、障害者差別基本法に対して、違法である、背いているという民事は起こせると思うんですよね、本当に起こす気になったら。それをじゃ、解決していくために云々というところで、浦安市も言っていたのが、初めは公開しようと考えたけれども、公開するというところまで行くと行き過ぎたハレーションが起こるということで、公開するべきという条項は外したということを確認に視察の中でも表明されていましたが、余りこだわらなくてもいいのかな。ただ、どっちかという、あっせんというか、あっせんして解決するという県の仕組みが非常に汗をかかなきゃいけないんだということは今回の視察でもはっきり明確にされていましたが、でも、今回は千葉県みたいに県がそこを担保してくれていないわけですよね。その中身をどう織り込んでいくんだというのが視察から学び得たことを生かしていくことになるのかなというふうには思うんですけども、それは余り四日市市で独自にやり切ってしまうと、各市町で勝手に三重県はやりなさいねって過去になかったわけじゃない話やもんで、そこが怖いなど。だから、さっきどなたやったっけ、県議との意見交換というのはあってもいいんじゃないだろうかとかという話もあったと思うんですけど、慌てる気持ちや焦る気持ちはわかるものの、余り慌ててしまうと、かえって障害者差別を解消する決定的な方法というのは、合理的配慮しかないんだと、これ国の一つの意味のあらわれだと思うんです。その配慮をどうしていくのかとか、何が差別なんだとかということをまず意識づけしていくという啓発から始めていかなきゃいけない、これは浦安市さんもしっかり言っていたことで、市民の皆さんに障害者の差別というのは一体どういうことが差別なんだということを伝えていくということも大事なんだと。その中で聞いて、実はうちの子、実はこの人、実は差別を受けていたんだと、これは解消することができるんだと、合理的配慮を求めることができるんだという気づきがあって、相談につながる。それがまずは難しいということであれば、川村委員が言われたように、自分で――御用聞きじゃないけどと言われるけれども――御用聞きするぐらいの勢いで、加盟してもらっているところには聞いていかな

あかんと思うんですよね。実際に足を運ぶのか、それをアンケートでとるのかわからないですけど、事案を効率的に求めて、何が差別だ、差別じゃないということをジャッジしていく機関を先ほど言われた機関が担うのか、行政が担うのかというのは別の話として、まず、電話の窓口なんかについては、兼業でダイヤルを1個設けてこの課が受けるというのでいいと思うんですよ。そこがちゃんと仕分けをしてくれて、どの部署につなげばいいという入り口さえあれば、まずはいいのかなって。窓口にしてもここに障害者が差別を受けたと感じたときは、この窓口に行ってねってワンストップさえあって、そこが適宜振り分けてくれるということがわかっていればいいと思うんです、スタートは。それ以外に、さまざま今回我々が意見を聞き取りしたところがあるじゃないですか。少なくともそういう団体の皆さんにはどんな差別を感じましたかというのは定期的にとっていかなきゃいけないでしょうし、どんな合理的配慮は考えられると思いますかというのを聞いて、それが果たして合理的配慮なのか、行き過ぎた処置なのかということ判断していかなあかん、手法でいえばそういうことやと私は考えています。ちょっと長くなりましたので、終わります。意見の表明です。

#### ○ 中川雅晶委員長

この相談というのも少しごちゃごちゃになっているのかなと。これが差別かどうかわからんという相談含めて、差別的な対応を受けているということから、こういう合理的配慮を求めるといふ幅広い相談があると思いますので、先ほど言った障害者差別解消支援地域協議会というのは、そういったいろんな声を集約して、それを施策にどうつなげていこうというところの役割も地域支援協議会の中にはありますので、施策反映。だから、声が大きければ、こういう合理的配慮はやっぱり推進をしていかなきゃならないなという意思判断、というか、合意形成の一助になるというところの相談窓口でもあるというところはあるのかなと思います。確かに今、そういうところも議論していかなきゃいけないのかなと、とりあえずちょっと時間がたくさんたったので、どうしますか、休憩入れますか、それとも、このまま……。

(発言する者あり)

#### ○ 中川雅晶委員長

それでは、30分まで休憩をさせていただきたいと思います。

11:23 休憩

---

11:30 再開

### ○ 中川雅晶委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

先ほどからいろいろ意見をいただいている、県議会との意見交換であったりとか、事業者との意見交換であったりとか、また県への提言という話もありましたし、その辺もまた後日、正副で一度協議をさせていただいて、皆さんにまたお諮りして、相談をしたいというふうに思います。

あと、残りの時間で身近で誰もが相談しやすい仕組みと個別事案を解決するための仕組み等について、もう少し意見をいただいて、骨子案をもう少し見えるような形にしていきたいと思いますので、さまざまな角度で意見をいただければと思いますし、もちろん、肯定的、否定的どちらの両局面でも意見をいただくようお願いをしたいと思います。

### ○ 川村幸康委員

だから、身近で誰もが相談しやすい仕組みづくりというのは、身近に相談できる場所を持っていくということやろうし、誰もがということは、誰もが行けていないということのあらわれなんやで、という考え方でいくと、一例がさっき言ったセンターにとか、誰もがというところでも、その2番目の個別事案でも多分相談に来るのはこの本庁にしか今それがないとすると、車椅子で行きにくいとか、バリアフリーとか、それから例えば聴覚の障害の人らがもう少し歩くのが歩きやすいようにとか、そういう相談で、ハード整備事業の相談が多いんやろうけど、もう一個、ソフトのところ。特に差別を受けたとか、人権侵害を受けたという相談をどう取り扱うかということやけど、365日24時間差別はあるわけではなくて、何か例えば障害者同士でも差別あるやろうし、健常者と障害者の差別もあるやろうし、それこそ利害関係がぶつかったときに理性のキャップが外れて、それぞれ差別がむき出しになって、相手の人格攻撃するわけやで、だから、そういう意味でいくと、個別事案の中にもバリアフリーだけが障害者差別解消ではなくて、もう少しソフト的なと

ころの相談をどう乗るか。特に、やっぱりキャップが外れるときってどんなときなんやと、いうのをある程度当事者から少し聞く中で、そうすると、こんなことならこういう相談体制はとりやすいというのを、少し実態をやっぱりきちっとわかって、その上で——条例案には全ては盛り込めやんかわからんけど——こんな体制で行くといいなという目指すべき方向性だけはそういうふうに乗せてもらえることで私はいいのかなというふうに思っています、1、2については。特にわかりやすいのは、市民センターなんかに置くというのは、私はええし、樋口委員、さっき心配されたけど、仕事の分掌は何回か変えておるで、それは私は大丈夫かなというふうに思っておるので、やってほしいなと思っています。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

#### ○ 谷口周司委員

私もセンター意見というのはすごい大賛成で、身近というとはやはりセンターというのは身近なところでもあると思いますし、やはり相談をして、その後いろんなところに振り分けてというところもあると思うので、やはりセンターにまずは相談に行けるというような環境づくりをしておいて、そこから各課とか、該当するところに振り分けを行っていくということで、これはいずれ多分、何年後かも含めていくと、センター自身が発行業務中心のところではなくて、やはり相談を中心としたセンターとなることで、こういった障害者だけじゃなくて、今の在宅介護であるとか、子育てであるとか、そういったもろもろの相談はまずはセンターにというような仕組みが今後必要じゃないかなというのは以前から思っていたところがありましたので、やはりセンターを相談の中心とする施設として、しかもこのセンターって四日市はかなり充実したセンターである——数も含めてですけど——というのが今までもあったと思うので、そういった四日市の特徴を生かしていくにはやはりこういったセンターを身近な施設として相談を中心とした場所に変えていくというのもこれがきっかけでできるんじゃないかなと思いますので、川村委員の意見にも大賛成で、ぜひそのセンターを中心とした相談、これに限らずもろもろのものも相談というのはまずはセンターだということを確立していくいいきっかけになるんじゃないかなと思いますので、ぜひちょっとセンターでの身近な相談というところを進めていけたらなと個人的に思っ

いるところであります。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

それに対して他にご意見はございませんか。

#### ○ 森川 慎委員

私もセンターの相談というのはいいと思います。取っかかりは、そんなに専門的な相談ができなくてもそこへ行って、こんながあるのでと言って、そこからまた本庁なり各ところにつないでいただけるという、そういうだけの相談の体制でもいいのかなということは思うんですが、行く行くはそこにいろんな専門で答えられるような人を整備していくとか、そんなぐらいで最初はいいんじゃないかなと。それで、相談の窓口を設けることによって、障害者の差別の条例ができたとか、国が法律を定めているよというようなそういう啓発という意味も持っていけるのかなということを思います。

それで、この浦安市のもらった資料でアンケートもとっていますけど、半分以上、6割とかの人がそんな条例があるとか、国で法が整備されていることをほとんど知らないという人が多くて、そこをまずここへ行けばそういう相談もあるし、条例も制定されたというそんな宣伝の意味もあるし、やっぱり市民の人が一番最初にかねてとる所で身近なというと、電話を設置するのもそれは一つあってもいいと思いますけど、センターというのは一つのきっかけになるのかなという思いがします。なので、相談体制というところではセンターを中心というのには賛成したいし、それ以上に何かあるのかなというところも考えなければいけないと思いますけれども、取っかかりとしては川村委員の言っていたようなところというのはいいんじゃないかなと個人的には思いました。

以上です。

#### ○ 樋口龍馬委員

私、別にセンターに反対とか言っているわけじゃなくて、手続上にきちんとできるのかというところとか、例えば団体事務局がやるのかとか、地域マネージャーがやるのかとか、センターの職員がやるのかとか、整備は絶対必要だと思うんですけど、それさえされるのであれば、一番身近であることは間違いないのかなというふうに思いますし、公民館業務

で、そういった人たちを集めていろいろやっていたりするのも事実ですから、ありますよね。中部地区市民センター、去年はボッチャやっていたし、ふれあい祭りで。そんなふうにしてどなたも参加できるようにというような取り組みもしていたりするので、最もわかりやすい窓口であるんじゃないかなと、もう一点、電話のほうも、先ほどの提案がどうかというのはありますけど、まず、役所の業務時間内でダイヤル1本設けて、それが幾つかの電話でワンダイヤルで受けられるという形がとれるのであれば、一定その形のスタートでいいんじゃないのかなというのと、各協会と連携をとれるような障害者の団体、連携がとれるような会議の中で、定期的に差別を受けているのかとか、どういった合理的配慮が求められているのかというヒアリングをとって、すり合わせをしていくということが必要なのかなというふうに、この2本立てで考えるところです。

## ○ 竹野兼主委員

先ほど1、2両方ともという話のところで、さきに2の部分のところが結構議論に出たと思うんですけど、僕、それを聞いていて、やっぱりその場所、受け入れる場所というのがある程度特定されやなあかんよねというふうに、川村委員や樋口委員のお話を聞いていて、自分ではやっぱり1のところの部分が最も重要なんじゃないかなと思っていました。その話の中で、センターという話になると、センターというのは四日市独自の形やというのを結構行政側としてこれだけの数を持っているセンター的な体制というのはなかなかないという意味合いのところもあるので、それはそれでいいのかなというふうには思いながら聞いていますが、最も重要なのはやっぱり周知できるというツールを含めて、受け入れというか、相談を受ける体制をつくれるところがどこなのかというのは、やっぱりこの委員会の中で何か必要だよねという話もあるんですけど、行政側のところで川村委員も言われた、人数もふやさなあかんとか、職員の数、足りておるのかという話のところで、一体具体的にどんなものができるのかというのもしっかりと調査した上でこの条例が意味を発揮できるような形というのをもう少し。骨子はよくわかって、そのまま進めていかなきゃいけないという思いはありますけれども、一番最初の部分のところで立ちどまるという、つくることが重要じゃなくて、それをいかに障害者の皆さんが利用できるかという部分のところの視点を持った形で進めていかなあかんのじゃなかなというふうに思いました。

以上です。



## ○ 中川雅晶委員長

今やっているのは、基本施策なので、ここは本当に政策条例としては非常に重要なところをしていますので、そのことだけご理解いただきたいと思います。

## ○ 日置記平委員

条例の中身云々ではなくて、総括的に。条例はやっぱりすばらしいもの、条例をつくることは大事だと思います。すばらしい条例という館ができたなら、全てがうまくいくわけではなくて、大事なことは皆さんがいろいろご意見を言われましたが、実はどんなところへ相談に行きやすいのかと、このいただいた資料の12ページに相談経路別取扱件数というのが載っておるんです。27年度で相談員に相談へ行ったのが5件、広域専門指導員が89件、県障害福祉課が13件、健康福祉センターが7件、障害者相談センターが0件、民生委員が0件、中核センターが1件となっているんですよ。なぜ、圧倒的に広域専門指導員が多かったのかというところとですが、これはこういうことじゃないかと思うんです。つまりここで誰もがいつでもどんなときでも相談しやすい状態がこういう結果が出たんだと思うんです。大切なのは、ハードの部分じゃなくて、ソフトの部分で、相談者、あらゆる障害を持つ人たちが相談に行き、相談の窓口で答えてくれた人にある。その人はどんな人かという、人を見て全てが解ける人。難しい話なんです、人間的に、情的に幅の広い人間性を持った人がこの障害者の人が寄りやすい人材だと思うんです。ここが一番大事なことで、資料28ページには相談活動まとめと書いて、実は障害のある人に寄り添った対応と書いてある。それから、差別をなくすために相談活動と書いてあるんですが、よく似ていますが、これは僕の言う、ここには広域専門指導員はそうした相談員の辛い思いを十分理解して、同時に不満や差別をどう感じたか、どのような配慮をすればいいのか、どういふような解決をすると相手が理解をしてくれるか、ここが障害の人に寄り添った相談だということに行きつくわけですね。だから、これ条例に入れるのは難しいことですが、要するに相談員の人の選択それから、教育という社会的経験、こんなものが一番だと私は思うので、条例をしっかりしたものをつくらせてもらって、あとは、相談員——幾つか窓口があればいいというものではないですけど——やっぱりここにも断トツで広域専門指導員が多いという結果が出ているところをよく理解しながら、そんな方向性に向かうことが大切だと思います。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

非常に大切な指摘をいただいたのではないかなと思います。確かに市民センターでこれの相談を受けられれば本当に理想的かなと私も考えるんですが、相談業務ってかなり大変なお仕事で、やっぱりある程度のスキルがないとスタンダードな相談だけで済まない案件がやっぱり中には混じっているということがあるので、だから、そこは少し専門的な相談を受けられるようなところというところにやっぱり相談が集中しているという先ほどでのご紹介というのもあるので、そういうことを踏まえてしていかなきゃいけないんじゃないかなというのと、それから、この8番のところに障害の特性に応じたコミュニケーション手段の充実。相談の窓口は障害の特性に応じたコミュニケーション手段の充実って、要は合理的な配慮をちゃんと考えられるところで相談を受けやすいような形で障害の特性に応じて相談がしやすいような形でその窓口をしていきたいと思います、充実していきたいと思いますところも一つみそで、先ほど電話1本だけではなかなか電話では相談できない方々もいるのでというところの部分もあるのかなというところを考慮というか議論していかなきゃいけないんじゃないかなというところ、非常に日置委員から鋭いご指摘をいただいたなと思いますが、ほかご意見ありますか。

○ 森川 慎委員

ちょっと質問させてほしいんですけど、この地域協議会はいつできるめどで、今、どんなスケジュールでできていく予定なんですか。

○ 田中障害福祉課長

一応今年度中にメンバーを選定して、1回会議を予定しております。

○ 森川 慎委員

この地域協議会が果たす役割というのが、やっぱり相談の次に最も大事なところなのかなというところがあって、今年度中につくられるというお話なので、そのあたりとも連携がとれるような相談体制というのもすごく大事なのかなということを思います。今、役所の中で対応要領を定めていただいて、こう上げるといっているんですが、今、来た場合は、

どこでもむ状態になっているんですか。地域協議会へは行かないですよ。今ないので、そうすると障害福祉課の中でしてもらっているのかな。

○ 田中障害福祉課長

現在は、障害福祉課のほうで対応させていただいて、当然人権センターとも連携をしながら、やらせていただいている状況です。

○ 森川 慎委員

わかりました。まず、人権センターへ行くということか。それで、この地域協議会がきたら人権センターのかわりになっていくというようなイメージですよ。障害に関する差別においては。

○ 田中障害福祉課長

そういったイメージになろうかとは思いますが。今のところ差別支援地域協議会についても立ち上げて、どういった形でしていこうかということも含めて、やはり考えていかななくてはいけないのかなというふうに思っております。一応、資料にもあるんですが、市の地域支援協議会に期待される役割というのが、国の示す設置の運営方針のほうから出されておまして、一応相談に係る事案の情報共有及び構成機関等への提言であるとか、解決の後押しのための協議とか、そういった部分がございますので、それと人権センターの持つ役割、これのちょっとすみ分けも考えていかなくちゃいけないのかなというふうには思っております。

○ 森川 慎委員

わかりました。

今、そういう相談なりがあった場合、人権センターへ行く、最終的には行く状態ですけど、先ほどのちょっと話、戻るんですけど、公表とか云々の話で、そういった差別をする側への抑止になるような規定なりとか、仕組みというのは今ないんですか、実質的には。

○ 酒井人権センター所長

公になっておる仕組みというのは、特にございませぬ。例えばそういう事例があれば現

状では人権センターとしてまずは事実確認、状況の把握をした上で、必要に応じてその差別をした側に対する啓発にとどまっております。

### ○ 森川 慎委員

そうすると、やっぱり石川委員言われたように、抑止になるような仕組みというのが一つないのかなというところで、公表云々はありますけど、やっぱりそういうところも今実質ないという状況を鑑みれば、またその辺も盛り込んでいく必要はあるのかなと今お話を聞いていて思いましたし、この地域協議会がどれだけ重要な実質的な役割を果たしていただけるかどうかというのもすごくこの条例をつくった上での差別解消への働きかけのすごく大事な部分かなということをおもいましたので、終わります。

### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

今も本当に重要な視点で、この条例の中に障害者差別解消支援地域協議会をどういう役割を持たせるかというのは、この条文の中でやっぱり明確にしていかなければならないというふうに思います。ちなみにこの間の千葉県なんかは、ここは施策への反映の協議会に限定していて、解決は解決でまた調整員会と別に組織を持つておるといったようなやり方をとっていましたので、本市はこの協議会にどういう役割を示していくかというのを、議論を積み、合意形成を図っていかなくちゃいけないのかなって、大切な議論の部分の争点の部分なので、大切なところの指摘をいただいたなと思います。

### ○ 樋口龍馬委員

5年ぐらい前に男女共同参画の相談員の方がちょっとトラブルを起こしましたよね。私的なたしか支援を申し出て、言った言わんの世界の話で引き払ってしまって、すむところがなくなったやら、何やらというのがあったと思うんですが、そういうことがあってはいけないので、相談の窓口を手広くセンターに広げていくという、僕は賛成の立場というか、そういうふうにしていくべきだと思っているんですけども、側面、一緒に研修をしっかりと行って、まず、職員が合理的配慮っていったい何なんだということが骨身にしみていないと、相談を受けてもなんじゃ相談に来たのになって、先ほど荒木委員が始めに言われたみたいになってしまってもいけないので、そこは合わせて進めていただくような格好に

しておいてもらわないといけないのかなということで、お願いします。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

その辺も相談の機能というのは、ただ相談員を配置するというだけではなくて、やっぱり相談員の後ろにスーパーバイザーのような形で、それをバックアップする体制というの  
も必要ですし、相談員の職員の方のやっぱりメンタルな部分も十分配慮できるような体制  
じゃないときちっとした質の高い相談窓口を得られないので、もちろん大変重要なところ  
の指摘やというふうに。

#### ○ 樋口龍馬委員

急がなあかんのであれば、例えば接続フローをしっかりとつくっていくとか、どなたに接  
続していくんだという割りつけぐらいはすぐ適切にそこでできると、そこで専門家につな  
いで、誠に申しわけないけど、この件についてはここでは解決ができないから、ここに行  
ってくれとか、誠に申しわけないけどいついつかに専門家にこのセンターにまた来てもら  
うようにするもので、その日にお願いをしたいとか、そういうことができるようにはして  
おいていただかなきゃいけないかなと。

#### ○ 中川雅晶委員長

おっしゃるとおりです。本市も今までも行政側からいろいろ報告いただいて、それぞれ  
の専門的な相談体制というのは、かなりきちっとあるんです。ただ、なかなか横串が通っ  
ていないというところ、この横串の部分をどうしましょうかというところが——身近なと  
いう書き方をしたので、余りにも身近な議論までなってしまうけど——ある一定の  
専門性を持ったきちっと質の高い、横串の刺さった相談機能をどうやって設けていきま  
しょうかというところの議論なので、大切な指摘をいただいたかなと思います。先ほどの日  
置委員のその辺かなと思いますので。

他に。

#### ○ 樋口龍馬委員

地域相談員を千葉県は設けてくれてたけど、三重県はまだ設けてくれていないからね。

## ○ 中川雅晶委員長

その辺、三重県との話もどうするかというのもありますので、ほか、何かこれだけとはいうはありますか。なかなか1回で全てが解決というか、でき上がるというものではないんですけど、少しぼんやりという感じで見えてきたかなと思いますので、ほか、この視点とかというのがあれば……。

## ○ 森川 慎委員

相談体制、いろいろ議論を今していただいて、こんなふうがいい、こんなふうがいいと今出てきているんですけど、それを実際に実行できるような予算措置なりをどうやってしてこの議員提案の条例の中で担保できるのかなというのがやっぱり一番。いろんな例えば明石市なんか見てきて、実際に合理的配慮を実施するためにこれだけのお金をつけますよぐらいまで条例の中でうたわれておる中で、確かにセンターに相談員を置いてもらう、それはいいと思いますし、そこに本当に専門で何でも相談できる方がいればそれは一番ええことですが、そこまでたどり着くまでにどうやってお金をつけてというところまで何とかして運びたいなというところがあるんですけど、それ、なかなか難しいですけど、その辺の視点というか、やり方というか、何かその辺を難しいなと思いつつ、思っています。

## ○ 中川雅晶委員長

そこがこの委員会の本領を發揮できるかどうかというところなので、ぜひ皆さんの知恵を結集していただいて、そこにたどり着けるかどうかというのは非常に大きいと思いますので、たどり着けるような条例に仕上げていきたいなという思いでおりますので、どうかその辺よろしく願いをいたします。

というところぐらいで本日はこの程度とさせていただこうかなと思うんですが、次回は、いま少し残した部分のもう少し議論を詰めていきたいというのと、それから、次の障害者に優しい取り組みを推進する仕組みについて、ここには先ほど言った普及啓発であったりとかというやり方とかという部分もぜひさまざまな意見をいただきますように準備のほどよろしく願いを申し上げます。

あと、次回の日程なんですが、第8回目は11月17日金曜日の午後1時半から、これはも

う確認済みなんですけど、第9回の予定として、12月21日の午前ないしは午後、または、12月22日の午前9時半からなんですけど。

○ 石川善己委員

9時半というのは何か理由があるんですか。

○ 中川雅晶委員長

9時半というのは次何か入っていましたね。

○ 三木 隆副委員長

港議会が入っています。

○ 石川善己委員

それやったらなるべく避けてやったほうがいいということですね。

○ 中川雅晶委員長

そうですね、できれば21日のほうが。

○ 日置記平委員

17日は何時やった。

○ 中川雅晶委員長

17日は午後1時半からです。

○ 樋口龍馬委員

その日、先般、日程決めるときに言わせてもらいましたが、私来れないもので、済みません。

○ 中川雅晶委員長

17日ね。21、22日で……。

皆さん、どうでしょうか。

12月です。

○ 川村幸康委員

できたら21日が。

○ 中川雅晶委員長

両方ありますが、どうしましょう。これ、午前中のほうがいいんですかね、両方とも21日も22日も。

それじゃ、21日の午前中か22日の午前9時半かどっちかで、21日のほうがいいという、都合がいいという人は。22日が都合がいい人。どっちでもいいですか。

じゃ、22日のほうが全部オーケーということですね。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

ごめんなさい、21日のほう、じゃ、21日でごめんなさい。21日やね、じゃ、21日の午前10時からということをお願いします。

それでは、日程は、次回は11月17日午後1時半から、骨子素案の1番目、2番目、それから3番目と、特に3番目のさまざまな意見、十分ご準備のほどをよろしく願いました。まして、終了したいと思います。本日は、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

12:00 閉議